

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成29年3月8日(水) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時32分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造
小久保 かおる 松 本 喜 一 平 池 紘 士
大 出 三 夫 大阿久 岩 人 広 瀬 義 明
海老原 恵 子
傍 聴 者 大 谷 好 一 茂 呂 健 市 青 木 一 男
坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子
白 石 幹 男 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫
大 川 秀 子 千 葉 正 弘 入 野 登志子
天 谷 浩 明 大 武 真 一 岡 賢 治
永 田 武 志 小 堀 良 江 福 田 裕 司

事務局職員 事務局 局長 稲 葉 隆 造 議事課 長 田 嶋 亘
課長補佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	早 乙 女		洋
総合政策部参事兼政策企画監	小 保 方	昭	洋
総 務 部 長	赤 羽 根	則	男
危 機 管 理 監	青 木	康	弘
財 務 部 長	小 林	敏	恭
会 計 管 理 者	野 崎	由 美	子
監 査 委 員 事 務 局 長	田 中		徹
消 防 長	増 山	政	廣
総 合 政 策 課 長	寺 内	秀	行
総合政策課主幹兼 政策総務係長	糸 井	孝	王
秘 書 課 長	川 津	浩	章
シティプロモーション課長	高 崎	尚	之
蔵 の 街 課 長	出 井	章	則
遊 水 地 課 長	荒 川		明
地域づくり推進課長	大 橋	嘉	孝
大平地域づくり推進課長	茂 呂	浩	司
藤岡地域づくり推進課長	飯 塚		勝
都賀地域づくり推進課長	佐 藤	真	治
西方地域づくり推進課長	田 口	幸	雄
岩舟地域づくり推進課長	三 柴	浩	一
総 務 課 長	名 淵	正	己
職 員 課 長	永 島		勝
契 約 検 査 課 長	牧 野	修	一
情 報 推 進 課 長	塚 田		薫
危 機 管 理 課 長	榎 本	佳	和
管 財 課 長	島 田	好	夫
財 政 課 長	杉 山	知	也
公 共 施 設 再 編 課 長	島 田	隆	夫
市 民 税 課 長	萩 原	雄	一
資 産 税 課 長	水 落	恒	夫
収 税 課 長	福 島		司

会 計 課 長	出 井	均
選挙管理委員会事務局次長	野 中	守
監 査 委 員 事 務 局 次 長	出 井 裕	子
消 防 本 部 次 長	石 田	栄
消 防 総 務 課 長	上 岡 健	司
予 防 課 長	小 島	徹
警 防 課 長	白 石	進
通 信 指 令 課 長	中 野 内 和	良
副 署 長 兼 消 防 第 1 課 長	赤 城 一	仁
副 署 長 兼 消 防 第 2 課 長	鈴 木 宏	之
議 事 課 長	田 嶋	亘

平成29年第1回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成29年3月8日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第19号 栃木市名誉市民条例の制定について
- 日程第 2 議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第22号 栃木市消防基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第23号 公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第24号 栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第25号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第26号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第27号 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第28号 栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第35号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第12 議案第 1号 平成29年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第19号 栃木市名誉市民条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津秘書課長。

○秘書課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第19号 栃木市名誉市民条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は5ページから7ページ、議案説明書（その1）は1ページでございます。

初めに、議案説明書（その1）の1ページをごらんください。提案理由であります。市勢の発展、社会文化の興隆に多大の貢献をし、その功績が絶大で郷土の誇りとして市民から深く尊敬されている者を名誉市民として顕彰するに当たり、必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、この条例の提案がこの時期になった理由につきましては、名誉市民になられた方に贈る名誉市民章、いわゆる勲章のようなものに市章に加え市の木「トチノキ」、市の花「アジサイ」、市の鳥「カモ」を意匠化し入れる必要があったことから、この時期になったものであります。

次に、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の5ページをごらんください。こちらは議案第19号の制定文であります。

続きまして、6、7ページが条例案になります。

第1条は、目的であります。社会の進展または文化の興隆に貢献した方の功績を顕彰することによって、社会文化の振興、発展に対する市民意欲の高揚を図ることを目的としています。

次の第2条の条文につきましては、どのような分野において多大な貢献をした方が名誉市民の対象となるか、わかりやすく、かつよりベストな条文とするため、定例会初日に訂正させていただきましたことをおわび申し上げます。

第2条、名誉市民では、市民または市に縁故の深い方で、産業、経済、保健、医療、福祉等の分野において、社会の進展または文化の興隆に多大な貢献をし、その功績が絶大で、郷土の誇りとして市民から深く尊敬されている方に対して、名誉市民としてその業績をたたえ、これを顕彰するとしています。

次に、第3条、選定等では、名誉市民は、市長が議会の同意を得て選定いたしますが、同意を得ようとするときは、あらかじめ選考委員会の意見を聞かなければならず、決定後は広報紙で公表するとしています。

次に、第4条、顕彰では、名誉市民にはその称号と名誉市民章を贈与する。

第2項で、名誉市民の称号及び名誉市民章は、故人に対しても追贈することができるとしておりますが、施行規則で、追贈できるのは名誉市民に選定しようとしていた際にその候補者が死亡した場合に行うとしております。

また、第3項では、名誉市民に対しふさわしい待遇を与えることができるとしています。

7ページをごらんください。第5条は、名誉市民の称号の取り消しについてであります。本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、市民の尊敬を受けなくなったときは、議会の同意を得てその称号を取り消すことができるとしています。

また、第2項で、名誉市民の称号を取り消された者は、与えられた待遇も失うとしております。

第6条は、名誉市民選考委員会の設置について、第7条は、規則への委任規定となります。

次に、附則第1項は、施行期日について、第2項は、経過措置についてでありまして、旧市町の条例の規定によってなされた処分等は、この条例の相当規定によりなされた処分等とみなすと規定しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 済みませんけれども、第2条で、今まで政治、行政と入っていたのを省いたわけを聞かせてください。

○委員長（針谷育造君） 川津秘書課長。

○秘書課長（川津浩章君） 条文から削除した理由につきましては、第2条は誰がその対象なのかについて規定した条文ではなくて、どのような分野において多大な貢献をしたことが必要なのかとい

うことを規定したものでありまして、政治というふうに入っていたり、行政というふうに入っていると、政治家だけではないかというおそれがあるので削除させていただきました。よりよい分野の明示になるように条文を訂正させていただきました。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 削除したということは、政治と行政というのはその他に入るのでしょいか。

○委員長（針谷育造君） 川津秘書課長。

○秘書課長（川津浩章君） その他の分野というのは、例えば地方自治とか、環境、教育などを想定しております。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 環境とかそういうのに入るのでか、そちらに。この削除した中でどこへ入るのかなんて誰でも不安に思うのですよね。その辺はもう少し説明していただかないと思うのですけれども。

○委員長（針谷育造君） 早乙女総合政策部長。

○総合政策部長（早乙女 洋君） 政治、行政がどこに入るかということでございますけれども、先ほど課長のほうからお答えしましたとおり、政治、行政といった行為がどういったものを指すのかというのがちょっとわかりにくいということがありまして、具体的に、ではそれは何を指すのかということで、言いかえたというようなことで、例えば保健、医療、福祉といったようなことを追加させていただいたということでございまして、特に政治、行政がどこに行くのかということではないということでご理解いただければと思います。あえて言うならば、その他の分野でいろいろな分野については拾えるかなというふうを考えているところでございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 今まで1市5町、各市と町が名誉市民を決めてまいりましたよね。栃木市でも市長とかそういう方が名誉市民になった。そういうちゃんと説明しないと、政治家がそういう名誉市民になったときに、今までの名誉市民を否定するになるのかなと思うのですけれども、その辺の考えはどうなのでしょう。

○委員長（針谷育造君） 川津秘書課長。

○秘書課長（川津浩章君） 松本委員がおっしゃるように、確かに旧市町で11名の名誉市民、名誉町民の方がなられておられました。そういう方を否定するということではなくて、この条例でも政治家とかを排除するというのではなくて、その功績、いかに市勢の発展、社会文化の振興に寄与したかということ踏まえて名誉市民に推挙するということになると思いますので、この条例であっても市長とか政治家の方がその対象にならないということではないということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 市長であるから名誉市民誰でもとれるということではなかったと思うのです。議会で全部それは検討した中で、それだけの人材であるからこそ名誉市民ということになったと思うのですよね。その辺もこの今回の改正の中でわかりやすくしていただかないと、何か排除したように感じるのです。どうでしょうか、その辺。

○委員長（針谷育造君） 川津秘書課長。

○秘書課長（川津浩章君） 今回の条文につきましては、旧市町の条例及び他市の条例などを参考に条文を検討いたしました。こういう訂正した表現が一番ベストなのではないかということで担当課のほうで条文を訂正させていただいたものであります。政治、行政が入ってなくても市長等が対象とならないということではなくて、いかにその期間を含めた全体として市勢の発展とか社会文化の振興に寄与したかということで判断するというように考えておりますので、その辺をご理解いただければと思います。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 何回も済みませんが、そうであればあえて反対することも何もないのですけれども、ここで理解している議員33名がいても、これが次期の改選で新しい人が入ったときにそういうふうに理解できないような気がするのですけれども、その辺もこれから継続的にこういうのも入るのですよというちゃんと説明をいただかないと、非常に方向性が変わっていくと思うのですけれども、その辺はどう考えているのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 川津秘書課長。

○秘書課長（川津浩章君） その点につきましては、条例の内規のようなものをつくりまして、こういう条件を満たしたら、まずはその候補と挙がって、その後選考委員会を掛けて、その後議会の同意を得て名誉市民になっていただくという段階を踏まえていこうと考えておりますので、その辺は人がかわっていてもわかるように残していきたいと思っております。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ、要望になりますけれども、その辺もしっかり、長年それをちゃんと市民なりに、議員なりそういう関係する方にわかりやすくしていただければ幸いです。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 日程第2、議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は8ページから10ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の2ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の2ページをごらんください。提案理由でございますが、本市の財政状況を考慮いたしまして、市長、副市長及び教育長の給与を減額する措置を講じるため、本条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の8ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の9ページをごらんください。条例案となりますが、第1条は、趣旨規定でありまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の特例を設けることについて必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、市長、副市長及び教育長の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例に定める額から5%を減額する。ただし、期末手当の算定の基礎となる給料月額は減額前の額とするものでございます。

附則であります。第1項につきましては、この条例は、平成29年4月1日から施行とするものです。

第2項につきましては、現在教育長の給与の経過措置が設けられておりますことから、その際の給料月額につきましても5%を減額する。

10ページに移り、第3項につきましては、この条例は、平成30年3月31日限り効力を失うというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第3、議案第22号 栃木市消防基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） ただいまご上程をいただきました議案第22号 栃木市消防基金条例の制定についてご説明をいたします。議案書は15ページから17ページ、議案説明書は（その1）4ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書（その1）の4ページをごらんください。まず、提案理由であります。消防施設及び消防装備の整備に必要な資金を積み立てることを目的とした基金を設置するため、栃木市消防基金条例を制定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の15ページをごらんください。こちらは制定文となりますので説明は省略させていただきます、次の16ページをごらんください。各条文

の概要を説明させていただきます。

まず、第1条は、消防の施設及び装備を整備するための財源に充てるため、基金を設置するというものであります。

第2条は、ふるさと応援寄附金などの指定の寄附金及び歳出予算で定める金額を積み立てるといふものであります。

第3条は、管理であります。第1項では、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実な、かつ有利な方法により保管しなければならないとし、2項では、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるというものであります。

第4条は、運用益金の処理でございますが、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するというものでございます。

第5条は、繰替運用でございますが、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間、利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるというものであります。

第6条は、処分であります。第1条に規定する消防施設及び消防装備の整備に必要な財源を充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるというものであります。

次のページの17ページをごらんください。第7条の委任であります。本条例に定めるもののほか、基金に関する必要な事項は市長が別に定めるといふものであります。

最後に、附則としまして、本条例は、平成29年4月1日から施行させていただきたいというものであります。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、議案第23号 公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第23号 公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は18ページから38ページまで、議案説明書は議案説明書（その1）の5ページから141ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書（その1）の5ページをお開きください。提案理由であります、市民の視点に立った市政運営を推進するに当たりまして、公の施設の利用等に関する処分を「許可」から「承認」とするため、とちぎ市民活動推進センター条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります、公の施設の設置条例であります1のとちぎ市民活動推進センター条例から、恐れ入りますが、11ページをごらんください。こちらの上段に記載のあります47の道の駅みかも条例までの47本のほか、テントの貸し出しについて定めました48の栃木市天幕使用条例、関係条例となります49の栃木市公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例及び50の栃木市暴力団排除条例の2本におきまして、公の施設の利用に関する処分をあらわす「許可」という言葉を「承認」という言葉に改めるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、今回の改正につきましては、3つの観点と申しますか、理由から行うことといたしました。1つ目といたしまして、公の施設が市民の皆様にご利用いただくために設置している施設であるのに対しまして、許可という用語は、法律上禁止されている行為を特定の場合に解除する行為として用いられていること、2つ目といたしまして、公の施設の利用に関する処分につきましては、法律上特定の用語が用いられていないこと、3つ目といたしまして、市民の皆様の受ける心象、「心」の「象」と書く「心象」でございますが、市民の皆様にとりましてどちらの言葉が感じよいかということでございます。これらを考慮して行うものでございますが、条例の効果につきましては、これまでと変わりはありません。

それでは、詳細につきまして新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の12、13ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、とちぎ市民活動推進センター条例の一部改正であります。第7条は、「許可」を「承認」に改めるものであります。

第8条は、見出し中「利用許可」を「利用承認」に、本文中「許可しない」を「承認しない」に改めるものであります。

第9条及び第11条は、「許可」を「承認」に改めるものであります。

第12条は、「利用許可」を「利用承認」に改めるものであります。

第16条は、「許可等」を「承認等」に、「許可」を「承認」に改めるものであります。

なお、16、17ページ以降に各条例の新旧対照表を掲載させていただいておりますが、同様の改正となりますので、詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の18ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきまして、19ページをごらんください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま議案説明書によりご説明をさせていただきましたので、37ページの最後から38ページにかけての附則をごらんください。第1項の施行期日ではありますが、この条例は、本年の4月1日から施行するというものでございます。

また、38ページに記載のあります第2項及び第3項の経過措置につきましては、条例の施行前になされた利用許可は、施行後の規定によりなされた利用承認とみなすというものでございます。

なお、今回お願いいたしますのは条例上の用語の改正のみとなりますが、市民の皆様の利便性の向上のため、公の施設の利用の申請や承認を行う窓口につきましても所管課にかかわらず当該施設または近隣の施設で行うことができるよう、4月1日以降見直しをしたいと考えております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第5、議案第24号 栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第24号 栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は、大分飛びますが、39ページから41ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の142ページから147ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の142ページをごらんください。提案理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市個人情報保護条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります。1の栃木市個人情報保護条例の一部改正、2の栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、3の栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、番号法の一部改正に伴いまして引用条項を改めるものであります。内容の変更はございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

4の栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、（1）といたしまして、第2条関係となりますが、情報提供等記録の定義を改めること、（2）といたしまして、第22条の2関係となりますが、情報提供等記録の訂正の実施をした場合の通知先に条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を加えるものであります。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、改正の概要の4にあります栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正の詳細につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、議案説明書の146、147ページの中段をごらんください。本改正につきましては、平成27年9月28日に栃木市条例第46号として公布いたしました栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例のうち、未施行、まだ施行されてお

りません第2条の改正規定の一部を改正するものであります。

第2条第7号の改正規定につきましては、番号法におきまして国のネットワークシステムを使用して個人番号等を含む個人情報の照会や提供をした際に義務づけられている記録に記録された個人情報を情報提供等記録として用語の定義に加えるという改正規定でございます。その改正規定を今回改正するわけでございますが、番号法の改正によりまして番号法で定められている事務に加え、条例で定められている事務につきましても個人番号等を含む個人情報の照会や提供ができるようになりますことから、その際の記録に記録された個人情報も情報提供等記録の定義に新たに加えるというものでございます。

第22条の2の改正規定につきましては、個人番号等を含む個人情報の訂正に伴いまして、ただいま説明をいたしました情報提供等記録を訂正した場合は、情報の照会者または提供者に対しまして訂正した旨を通知するという規定でございます。今回改正するものにつきましては、番号法で定められている事務に加え、条例で定められている事務につきましても個人番号等を含む個人情報の照会や提供ができるようになりますことから、情報提供等記録を訂正した場合の通知先に条例で定める事務に係る個人情報の照会者または提供者を加えるというものであります。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の39ページをごらんください。こちらは制定文となりますので説明は省略させていただきます、次の40ページをごらんください。先ほど改正の概要で申し上げました4つの条例の改正の内容を第1条から第4条に分けて記載した改正文となりますが、内容につきましては先ほど議案説明書によりご説明を申し上げましたので、説明は省略させていただきます、41ページの最後をごらんいただきたいと思っております。附則となりますが、この条例は、本年の5月30日から施行する。ただし、栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第6、議案第25号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第25号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は42ページから46ページ、議案説明書は（その1）の149ページから157ページになります。

まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書（その1）の149ページをごらんください。提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、1つ、育児休業等に係る子の範囲を拡大すること、2つ目、介護休暇の制度を改めること、3つ目、介護時間の制度を新設することの3点でございます。育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うものであります。

また、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続いて、150ページ、151ページをごらんください。改正案の第8条の2は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に係るもので、送迎または介護のために早出遅出勤務を行う場合、その対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の者及び養子縁組里親に委託されている児童等を加えるものです。

また、2号の義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を加える部分は、学校教育法の改正によるものです。

同条第2項は、現行の日常生活を営むのに支障がある者を要介護者と改めますが、第15条第1項で規定する介護休暇の対象家族の範囲が拡大されたことによる字句の改正となります。

規則において、同居扶養していない祖父母、兄弟姉妹、孫が追加されます。

それ以降の部分は第1項と同様に、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の者及び養

子縁組里親に委託されている児童等を加えるものです。

続いて、152、153ページ、第8条の3第4項、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についての改正でございますが、介護を行う職員の時間外勤務の免除規定が加わる改正となります。

第15条の介護休暇は、現行制度においては連続する6カ月の範囲内と限られていたものを、通算6カ月を超えない範囲内で3回を上限に分割取得を可能とする改正となります。

154、155ページをお開きください。改正案第15条の2は、介護時間と有給化で連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で認められる無給の休暇を新設するものです。

第16条、第17条は、引用する条項、字句を整理するものです。

別表第1、第14条関係の表内の改正でございますが、特別休暇に関する部分の改正となります。

11の育児時間に係る改正につきましても、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の者及び養子縁組里親に委託されている児童等を加える改正です。

156、157ページの15は、これまでも制度化されていた休暇で、年に5日の範囲で取得可能な短期の介護休暇のことでございますが、引用する条項の字句を整理するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、42ページをごらんください。こちらは制定文となります。

次の43ページから46ページの改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表でご説明したとおりでございます。

また、施行期日は、平成29年4月1日から施行することといたします。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第7、議案第26号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第26号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は47ページから50ページ、議案説明書は（その2）の1ページから9ページになります。

まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書（その2）の1ページをごらんください。提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、1つ、育児休業等に係る子の範囲を拡大すること、2つ目、部分休業の制度を改めることの2点でございます。育児と介護の支援に係る規定の改正を行うものでございます。

また、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次の2ページ、3ページをごらんください。改正案第2条は、育児休業をすることができない職員について記載しておりますが、第4号アの（イ）につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件を任期の満了期間について6カ月緩和する改正でございます。また、イの改正については、引用条項、字句を改めるものであります。

改正案第2条の2は、育児休業等の対象となる子の範囲に養育里親である職員に委託されている児童を加えるものであります。

4ページ、5ページをお開きください。改正案第2条の3の1歳6カ月に係る記載は字句を修正いたします。

改正案第3条は、現在育児休業中の職員が出産等の事情により当該育児休業の効力が失われた後に再度育児休業ができる特別な事情を規定するものであります。

今般の改正において育児休業の対象となる子の範囲が拡大され、養子縁組里親等に委託されている児童も対象となりましたが、養子縁組等が成立しない場合の取り扱いについて、第2号にイとして加えております。

6ページ、7ページをお開きください。改正案第10条第1項第1号は、育児短時間勤務をしてい

る職員の特別な事情の扱いの規定であります。内容は第3条と同様であります。

第22条は、育児のための部分休業の職員に関する規定でありまして、現行でも特別休暇の育児時間と合わせ2時間の範囲でしか取得できないものですが、今般新設された介護時間を加え、合わせて2時間までとする旨の改正となります。

また、第3項は、非常勤職員に関する同様の趣旨の改正となります。

議案書にお戻りいただきまして、47ページをごらんください。こちらは制定文となります。

次の48ページから50ページの改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表でご説明したとおりでございます。

また、施行期日は、平成29年4月1日から施行するということといたします。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第8、議案第27号 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第27号 栃木市技能労務職員の給

与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。
議案書は51ページから53ページ、議案説明書は（その2）の11ページから13ページになります。

まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書（その2）の11ページをごらんください。提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、給与の減額に係る規定を改めるものですが、新旧対照表によりご説明をさせていただき、また参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次の12ページと13ページをごらんください。改正案第16条第2項は、給与の減額について記載しているものですが、第2項書き出しの部分休業に続く括弧書きの部分は、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の者及び養子縁組里親である職員に委託されている児童等が加わりました。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことによるものです。

また、13ページ中ほどになりますが、修学部分休業及び高齢者部分休業が加えられておりますが、現行のこれらの部分休業につきましても減額することを明記したものです。

さらに、13ページ下から12行目からは、法律等の一部改正に伴って介護休暇の3回までの分割取得及び介護時間が新設されたところでございますが、これらの休暇の承認を受けて勤務しない場合についても給与額を減額して支給すると定めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、51ページをごらんください。こちらは制定文となります。

次の52ページ、53ページの改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明したとおりでございます。

また、施行期日は、平成29年4月1日から施行することといたします。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第9、議案第28号 栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第28号 栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は54ページ、55ページ、議案説明書は（その2）の15ページから17ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書（その2）の15ページをごらんください。提案理由でございますが、配偶者同行休業の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要は、引用条項の整理と配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めることでございますが、新旧対照表によりご説明をさせていただき、また参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次の16ページ、17ページをごらんください。第1条及び第5条の改正は引用条項を改めるものです。

また、改正案第6条の2は、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができるよう、国家公務員の取り扱いに準じ特別の事情を定めるもので、配偶者の外国での勤務の引き続くことが延長の申請時には確定していなかったこと、その他市長がこれに準ずると認める事情があった場合に再度の延長ができると定めるものです。

議案書にお戻りいただきまして、54ページをごらんください。こちらは制定文となります。

次の55ページの改正の内容につきましては、今ほど新旧対照表によりご説明したとおりでございます。

また、施行期日は、公布の日から施行することといたします。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第10、議案第35号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） ただいまご上程をいただきました議案第35号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は72ページ及び73ページ、議案説明書は（その2）49ページから51ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書（その2）49ページをごらんください。まず、提案理由であります。消防吏員の職に主幹を加えるに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要であります。消防吏員6級及び7級の基準となる職務に主幹の職務を加えることであります。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、50ページ、51ページ

をお開きください。左のページが現行、右側のページが改正案であります。右側のページ、改正案の別表第4、消防職給料表等級別基準職務表の中の6級の基準となる職務に、2としまして「主幹の職務」を加え、7級の基準となる職務に、5としまして「困難な業務を行う主幹の職務」を加えるものでございます。

次に、議案書の72ページ、73ページをごらんください。72ページにつきましては制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

73ページをごらんください。こちらは改正文であります。内容につきましては先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので説明は省略させていただきます、附則につきましてご説明をいたします。

この条例は、平成29年4月1日から施行させていただきたいというものであります。

以上で説明は終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式でお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時59分）

○委員長（針谷育造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第11、議案第10号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については、読み上げを省略していただいで結構でございます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました補正予算につきましては、ご案内のように号数が4から5に変更になりましたので、第5号として説明させていただきます。

それでは、議案第10号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億6,573万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659億1,558万3,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の追加は、第4表、地方債補正による。

第2項は、地方債の変更は、第5表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページ、6ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分のみ説明させていただきます。1行目の2款1項渡良瀬遊水地シンボル施設整備事業につきましては、国の第2次補正予算により計上された地方創生拠点整備交付金を活用し実施するものであります。本年2月に交付決定となったため、事業費の全額を繰り越しさせていただくものであります。

9ページをお開きください。下から4行目の9款1項消防団機械器具置場等整備事業であります。都賀方面隊の機械器具置き場整備について、設計と建築を同一年度で実施する予定でありましたが、工期に不足が生じたため、委託料及び工事請負費を繰り越しさせていただくものであります。

10ページ、11ページをお開きください。左側10ページをごらんください。第3表、債務負担行為

補正（追加）につきましては所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

11ページをごらんください。第4表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の1行目、渡良瀬遊水地対策事業から一番下の農地災害復旧事業まで計5件について追加させていただくものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。第5表、地方債補正（変更）であります。本表は左側が補正前、右側が補正後となっております。左側の補正前の起債の目的欄の1行目、保育所施設整備事業から一番下の中学校施設整備事業まで計12件について、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率、及び償還の方法につきましては、変更ございません。

ページが飛びまして、51ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。51ページは歳入、次の52、53ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

54ページ、55ページをお開きください。6款1項1目1節地方消費税交付金は、補正額3億3,340万円の減額であります。説明欄の地方消費税交付金及び次の社会保障財源化分につきましては、これまでの交付実績などを勘案し減額補正するものであります。

次に、14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額5,115万円の増額であります。説明欄の地方創生推進交付金につきましては、中小企業、小規模企業の総合支援プロジェクトとして、各種の中小企業支援事業を実施するに当たり活用する国庫補助金でありまして、昨年11月の内示を受けて増額するものであります。

56ページ、57ページをお開きください。説明欄の1行目、地方創生拠点整備交付金につきましては、渡良瀬遊水地シンボル施設整備事業に活用する国庫補助金であります。

次に、中ほどの5目1節消防費補助金は、補正額269万3,000円の減額であります。説明欄の消防防災施設整備費補助金につきましては、防火水槽移設工事に係る国庫補助金が採択されなかったため、減額補正するものであります。

次に、6目4節社会教育費補助金は、補正額863万2,000円の減額であります。説明欄の重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存事業費の減額に伴い国庫補助金を減額補正するものであります。

60ページ、61ページをお開きください。15款2項7目5節社会教育費補助金は、補正額1,940万円の減額であります。所管関係部分は、説明欄の1行目、重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金でありまして、伝統的建造物群保存事業費の減額に伴い県補助金を減額補正するものであります。

次に、16款1項2目1節利子及び配当金は、補正額1,553万5,000円の減額であります。所管関係部分は説明欄の庁舎建設基金利子から減債基金利子まででありまして、当初予算にて預金利率を

0.2%で見込みましたところ、実際にはそれよりも低利率で推移したことから減額補正するものがあります。

次に、16款2項1目1節土地売払収入は、補正額286万2,000円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入につきましては、法定外公共物の売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入が当初の見込みを上回ったことから増額補正するものであります。

62、63ページをお開きください。17款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額1億3,192万円の減額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、平成28年4月から12月の実績に基づき減額補正するものであります。

次の吾一からくり時計設置寄附金につきましては、個人から寄附の申し出があったことから増額補正するものであります。

次の市民協働まちづくり寄附金につきましては、当初の見込みを上回ることから増額補正するものであります。

次に、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額10億2,629万7,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

64ページ、65ページをお開きください。続きまして、21款市債であります。全体の補正額は4億2,860万円の増額であります。1項1目1節児童福祉債は、補正額140万円の減額であります。説明欄の旧合併特例事業債（保育所施設整備事業）につきましては、認定こども園施設整備補助金の確定により減額補正するものであります。

続きまして、2目1節保健衛生費は、補正額1,800万円の減額であります。説明欄の旧合併特例事業債（斎場再整備事業）であります。地質及び測量調査業務委託料などに関する起債として計上しておりましたが、工事実施まで期間があることから起債の対象にしなかったため、減額補正するものであります。

続きまして、3目1節農業債は、補正額1,200万円の減額であります。説明欄の公共事業等債（農道整備事業）につきましては、農業基盤整備促進事業費の減に伴い減額補正するものであります。

続きまして、4目1節道路橋りょう債は、補正額1億3,480万円の減額であります。説明欄の公共事業等債（道路維持事業）につきましては、道路付属物点検事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次の公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、市道I—139号線道路改良事業費などの事業費確定により減額補正するものであります。

次の公共事業等債（橋りょう維持事業）につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、市道T①—277号線の舗装修繕事業費

の事業費確定により減額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道T②—402号線ほか道路改良事業ほか7件の事業費確定により減額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、市道各号線舗装補修事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道D—311号線ほか道路新設改良事業費ほか7件の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、2節河川債は、補正額2,600万円の減額であります。説明欄の一般事業債（その他排水施設等河川等整備事業）につきましては、宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

続きまして、3節都市計画債は、補正額1,820万円の減額であります。説明欄の公共事業等債（土地区画整理事業）につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業費に充てる起債の充当率が変わったため増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（街路事業）につきましては、藤岡駅前広場整備事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

続きまして、5目1節消防債は、補正額860万円の減額であります。説明欄の施設整備事業債（一般財源化分消防施設整備事業）及び旧合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防団機械器具置場等整備事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防用機械器具購入費の事業費確定により減額補正するものであります。

続きまして、6目1節小学校債は、補正額3億7,860万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、小学校普通教室棟エアコン設置事業費の事業費確定及び小学校洋式トイレ改修事業費の増に伴い増額補正するものであります。

次に、2節中学校債は、補正額2億20万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（中学校施設整備事業）につきましては、東陽中学校敷地拡張整備事業費の増に伴い増額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債（中学校施設整備事業）につきましては、東陽中学校敷地拡張整備事業費のうち、外周道路工事費の増に伴い増額補正するものであります。

続きまして、7目2節民生施設災害復旧事業債は、補正額70万円の増額であります。説明欄の社会福祉施設等災害復旧事業債（過年分）につきましては、学童保育施設災害復旧事業費に充てるため増額補正するものであります。

次に、3節農業施設災害復旧事業債は、補正額230万円の増額であります。説明欄の農林水産業施設災害復旧事業債（過年分）につきましては、農業施設災害復旧事業費に充てるため増額補正す

るものであります。

66ページ、67ページをお開きください。5節農地災害復旧事業債は、補正額40万円の増額であります。説明欄の農林水産業施設災害復旧事業債（過年分）につきましては、農地災害復旧事業費に充てるため増額補正するものであります。

続きまして、9目1節総務管理債は、補正額5,000万円の増額であります。説明欄の一般補助施設等整備等事業債（渡良瀬遊水地対策事業）につきましては、渡良瀬遊水地シンボル施設整備事業費に充てるため増額補正するものでございます。

続きまして、10目1節商工債は、補正額1,540万円の増額であります。説明欄の一般補助施設等整備等事業債（観光施設整備事業）につきましては、横山郷土館外国人旅行者受入環境整備事業費に充てるため、増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。68ページ、69ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額614万円の減額であります。説明欄の議会運営費であります。タブレットの導入に係る通信環境整備工事費などについて不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

70ページ、71ページをお開きください。説明欄の特別職人件費であります。市長、副市長の給料及び共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の職員人件費であります。職員の給与及び共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、市職員ストレスチェック業務委託において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の区市町村総合事務組合負担金退職手当につきましては、早期退職者募集による応募が少なかったことなどにより、不用額を減額補正するものであります。

次の臨時職員共済費であります。育児休業の代替等として雇用する臨時職員が当初見込みよりも少なかったことにより、健康保険料など臨時職員に係る共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の職員課一般経常費につきましては、育児休業の代替等として雇用する臨時職員が当初見込みよりも少なかったことにより不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額489万円の減額であります。説明欄の広報事業費につきましては、広報とちぎ印刷、広報紙編纂業務委託及び広報紙配送業務委託において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附のマスコットキャラクター活動支援事業に対する寄附金の減額などにより、積立金を減額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額1,400万円の減額であります。説明欄の減債基金積立金及び財政調整基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより減額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額425万6,000円の減額であります。説明欄の処分可能財産売払事業費につきましては、公売予定地の測量に関する委託料の不用額を減額補正するものであります。

次の庁舎管理費（栃木）であります。本庁舎の光熱水費について、クールビズ、ウオームビズへの積極的な取り組みや気候の影響により電気及び都市ガスの使用量が当初見込みを下回ったため、減額補正するものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、燃料価格が低額で推移し、当初見込みを下回ったため燃料費を減額補正するものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより減額補正するものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、歳入の法定外公共物売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入が増となったことにより増額補正するものであります。

次の旧大垣保育所解体事業費につきましては、工事費の入札執行残を減額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額2億1,043万6,000円の減額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、ふるさと応援寄附について、平成28年4月から12月の実績に基づき寄附金を減額することに伴い、謝礼品などの経費について減額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、寄附金の減額などにより積立金を減額補正するものであります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額1,500万円の減額であります。説明欄の情報端末管理費（栃木）につきましては、リース期間満了に伴うパソコン等の更新におきまして入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の住民情報システム管理費につきましては、システム更新に伴う委託業務におきまして作業内容を見直し、事業費を削減したことから、減額補正するものであります。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、ネットワーク機器更新に伴う委託業務におきまして作業内容を見直し、事業費を削減したこと、及びネットワーク機器リースにおきまして入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次に、12目渡良瀬遊水地対策費は、補正額1億5,544万9,000円の増額であります。説明欄の渡良瀬遊水地シンボル施設整備事業費につきましては、渡良瀬遊水地の総合的なビジターセンターとし

て藤岡スポーツふれあいセンターを再整備するための実施設計等委託料及び施設整備工事費であります。

72ページ、73ページをお開きください。15目諸費につきましては、補正額2,562万円の増額であります。所管関係部分は説明欄の1行目、市民協働まちづくりファンド積立金でありまして、ふるさと応援寄附の市民活動で栃木づくり事業に対する寄附金の減額などにより、積立金を減額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、112ページ、113ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額1,352万円の減額であります。説明欄の消防施設維持管理費につきましては、細堀町地内の防火水槽移設工事が国庫補助対象とならず実施しなかったため、不用額を減額補正するものであります。

次の消防用機械器具購入費につきましては、携帯型簡易無線機購入に係る入札の執行残を減額補正するものであります。

次の消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、都賀方面隊の機械器具置き場工事に係る入札の執行残を減額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、120ページ、121ページをお開きください。10款4項4目文化財保護費は、補正額6,548万3,000円の減額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、施設整備用地及び敷地内の建造物等の現況測量、現況図面作成業務委託に係る入札の執行残を減額補正するものであります。

次の伝統的建造物群保存事業費につきましては、伝統的建造物の修理等の補助対象経費の減額に伴う伝統的建造物群保存事業補助金の執行残を減額補正するものであります。

以上をもちまして平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答方式により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 57ページの土木費国庫補助金、都市計画費の補助金でございますが、ここに4,400万円の減額になっております。

○委員長（針谷育造君） 今説明した所管と関係、いいですか。

○委員（大出三夫君） 失礼しました。

○委員長（針谷育造君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第10号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第12、議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月13日開催の議員全員協議会及び3月6日開催の総務常任委員会において既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、次に債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては担当部長等にご答弁いただくこともありますので、ご協力ください。お願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

1 款議会費の質疑に入ります。予算書は136ページから139ページであります。

なお、質疑に際しては予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 137ページ、歳出のほうで、右側に市議会議員の共済金負担金6,647万2,000円、これが計上されておりますけれども、この対象者、人数、とりあえずその件で。

○委員長（針谷育造君） それでは、答弁をお願いします。

田嶋議事課長。

○議事課長（田嶋 亘君） お答えいたします。

栃木市においては退職者年金が81人、遺族年金が68人の計149人でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 結構でございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 同じページで、議会運営費のタブレット通信料についてお伺いいたします。

こちらのほうは210万8,000円の計上されているのですけれども、まだ28年度の決算やっていないので何とも言えないのですけれども、一応その実績に基づいての通信料の見込みなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 田嶋議事課長。

○議事課長（田嶋 亘君） こちらにつきましては、昨年度の当初予算の要求が先進地事例を参考にしたものなのですが、今年度につきましては実績により減額の額がわかりましたので、それに基づいた通信料となっております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 質疑はないようですので、次に移ります。

2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は140ページから185ページであります。

質疑ありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 147ページのコミュニティFM事業費、測量、設計委託料というのですが、これ少し細かく説明お願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） コミュニティFM事業費につきましては、昨年7月から10月下旬にかけて難聴地域の調査を実施いたしました。その結果といたしますと、北西部山間地ということで、北では西方地域の真名子、それから栃木地域では寺尾地区、皆川地区、それから岩舟地域の小野寺地区というところでちょっと電波が入りづらいという状況を確認しております。その

ほか、大平地域の南部から藤岡地域の平たん地にかけても電波が入りづらい場所があるということが確認できましたので、これらに対応するための設計業務、さらに難聴地区解消のための工事の予算を計上させていただいているところでございます。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これは大体100%ぐらいこれで網羅できるのか、それともこの補助金で、全部補助金というか、これで終わるのか終わらないのか、ちょっと確認いたします。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 基本的には難聴地域を把握をいたしましたので、今年に対応の工事では難聴地域は解消できるというふうには考えております。ただ、実際に電波でございますので、その対策後においても場合によっては聞きづらい地域が出る可能性はあるかなというふうには考えております。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） その可能性があるということなのですが、その可能性が出た場合にはあと1回きちっと見直していただけるのですか。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 基本的には100%を目指して対応を進めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 公正公平で100%でお願いをいたします。それは要望で結構です。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありますか。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 141ページの自治基本条例推進事業費についてお伺いいたします。

主に委員報酬ということなのですが、昨年の12月ですか、昨年の12月にこの自治基本条例の見直しが行われて、その提言書が提出されていると思います。一旦のその見直し作業というのは終わったと思うのですが、この次年度について、平成29年度についての委員会の会議内容とか検討内容、そういったものをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） お答え申し上げます。

市民会議におきましては、大きく2つの部会を設置しまして検討を行っております。1つが総合政策部会でございます、行政評価あるいは行革に関する検証をするというのが1つでございます。もう一つが自治基本条例部会と申しまして、自治基本条例の見直しを5年に1度することになっておりまして、先日その5年に1度の見直しを行った提言をさせていただいたということでございます。来年度におきましては、総合政策部会につきましては、引き続き行政評価と行革の関

係の検証、また自治基本条例部会につきましては、5年に1度の検証が終わりましたので、もうちょっと細部、細かいところの検証を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） そうしますと、継続で、たしかこれが年間のその会議日数、私が調べたところだと平成27年5月以降から11回の会議行っているのですね。単純に言うと、1年間で5回程度の会議になると思うのですけれども、それが委員報酬、その金額との妥当性というか、その辺の検証というのは行われたのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 今委員がおっしゃいましたほぼ同じなのですけれども、まず全体会議、これ全員集まりました会議を来年度は4回ほど予定しております。また、先ほど申しあげました2つの部会につきましては、4回ずつということで予定をしております。また、総合政策部会はまたさらに8つの班に分かれてやっておりますので、回数とすると非常に多くなってはおりますが、基本的に1人の人が出るのは全体会が4回と部会が4回ということでございます。

報酬でございますが、学識経験者として大学の先生等お願いしている方につきましては1回2万円、それ以外の委員の方につきましては1回5,000円ということでお願いをしております。また、来年度予算につきましては、出席率につきまして85%ということで見込んで、予算につきましては計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにありますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 167ページはいいのですか。

○委員長（針谷育造君） 185までですから大丈夫ですね。

○委員（大阿久岩人君） 167ページの中段に国県支出金返還金ということで2,250万円、この説明をお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 返還するのは平成21年度に国の第2次補正予算で創設されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金というものでございまして、この補助金を活用いたしまして平成21年度からの繰越事業ということで、平成22年度に本庁舎の老朽化したエアコンの改修工事を実施したところですが、平成23年の2月に福田屋百貨店栃木店が閉店しまして、その後に本庁舎がご案内のように移転することになったわけでございます。その後、地方都市リノベーション事業によりまして旧庁舎を解体することが決定しましたことから、その補助金で整備しましたエアコンを処分することに伴いまして国庫補助金の返還が必要になったものでございます。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これは、エアコンの補助金をもらったものの、期限が来ないうちに解体をするから返還をするという意味なのですか。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） エアコンとしてはどのくらい総額でいただいたのですか、補助金。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 補助金額としては4,368万8,000円になります。こちらの金額のうち、当然減価償却が見込まれますので、その減価償却分を除いた残存価格として2,250万円を返還する形になります。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 四千何百万円補助金をもらって2,200万円返すという、大体50%償却して残存が半分あると。そうするとこれは、半分というのは、あと半分はやっぱり時間の関係、要するに時の関係という、ですからもう少し、あと3年使えば全額もらえた、それともそれは減価償却で時間が結構かかるという意味で捉えていいのですか。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） エアコンにつきましては、国の補助金の要綱とかで耐用年数が13年という事に決まっていますので、13年間利用すればいいわけなのですが、今回につきましては77月、一応旧庁舎の解体工事が今年の6月ですか、6月ぐらいから始まるということなので、それまで77月しかたっていないということで減価償却になったということでございます。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 13年を使わずに前にやったから返すということで、13年たたなかった、返すということでこの返還が始まるのですが、こういうときに、こういう大きな問題のときには幾らか国のほうでは違うもので面倒見てくれるというのはあるのですか、ないのですか。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 今回の返還につきましては、合併に伴う本庁舎移転ということなものですから、その返還が免除にならないか、免除になるように国のほうに今要望しているところでございます。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望しているということなので、その辺が逆に努力をしていただいて、返さなければというか、幾らかでもこちらがいいように努力をしていただきたいというふうに要望いたします。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 関連なのですから、解体するに当たりエアコンは全部処分してしまうのですか。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） エアコンの件につきましては、昨年3月の委員会でも同じような質問をいただきました。今財政課長が言いましたように、旧庁舎には室外機が60機ございました。あと室内機が77機、そのうち各施設で使えるエアコンにつきましては、室外機で12、室内機で13を必要なところに移設をいたしました。ほかにも希望する施設、希望をとったわけなのですが、ほかにも9つの施設がありましたが、調査した結果、エアコンが見つからない状況がありました。そのため実際使ったのは今言いました数字を栃木市内の市の施設のほうにつけ替えしたというのが事実でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 例えば、学校でもどこでもいいと思うのですけれども、全部調べて全部使っていたら、その補助金を返しても有効利用すれば市でも助かるのではないのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） それにつきましては、昨年度に市内の各課のほう、市内の施設を持っている課のほうに調査をしまして、エアコンの必要な場所を挙げていただきました。実際つかるかどうかということで確認していただいて、その中で全部で15ぐらいの施設があったわけなのですが、実際つけ替えと思った場合なのですから、9施設についてはちょっと状況によって改修のほうは安く上がるということで転用しなかった例があります。ですから、一応前もって各施設の調査はいたしました。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） もし使わないものが相当出た場合には、市民なり民間の関係でインターネットなり入札で安く出してもいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） エアコンにもいろいろ種類がありまして、うちのほうで調べたそのパッケージエアコンというのがあるのですが、それについては耐用年数が6年ということになってます。もう7年経過しておりますので、一応法定年数を過ぎた分についてを売るということはどうかと思ひまして、そういうこと行っておりません。また、普通のエアコンを買った場合、保証期間とかあると思うのですけれども、ちょっと市のほうで保証するということはできないと思ひますので、残った分については処分させていただくという考えです。

- 委員長（針谷育造君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 売り物にならないのなら、欲しい方にやってもいいのではないかと、そうすれば解体料の処分料も減ると思うのですけれども、どうでしょう。
- 委員長（針谷育造君） 島田管財課長。
- 管財課長（島田好夫君） エアコンの台数は一応かなりありますが、実際現在今置いてあるエアコンによっても修理しなくてはならないのもかなりあります。そこまで把握していくとかなりお金がかかってしまうと思いますので、ちょっとそれはできないと思います。
- 委員長（針谷育造君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） そういうのわけをちゃんと言っておいて、欲しいものだけをやってもいいのではないのでしょうか。
- 委員長（針谷育造君） 島田管財課長。
- 管財課長（島田好夫君） 年数的にはもう古いエアコンでありまして、それをいざ必要な方がいるかということはどうかと思います。実際、先ほど言いましたように、使えない状況のエアコンかなりありますので、ちょっとそれは難しいと思っています。
- 委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありますか。
- 平池委員。
- 委員（平池紘士君） 戻ります、145ページ、一番下なのですけれども、コンプライアンス委員会事業費6万円についてお伺いいたします。
- こちらの委員会の開催状況をまずお伺いしたいと思います。
- 委員長（針谷育造君） 名淵総務課長。
- 総務課長（名淵正己君） コンプライアンス委員会につきましては、2回分を予定しておりますが、平成28年度につきましては開催を現在のところしておりません。何かありました際に開催をさせていただくということになっております。
- 委員長（針谷育造君） 平池委員。
- 委員（平池紘士君） たしか設立が平成26年の1月だったと思うのですけれども、この委員のメンバーも任期のほうがあると思います。その任期も2年だとしたならば、平成26年ですから平成28年、今年度、次年度か、次年度には新体制になるのかなと思うのですけれども、その辺ちょっと詳細教えていただきたいと思います。
- 委員長（針谷育造君） 名淵総務課長。
- 総務課長（名淵正己君） 委員でございますが、おっしゃるとおり2年任期ということになっております。大学の先生や弁護士さんに入っているところでございますが、実際の開催につきましては、設立した年に開催して以降は特に大きな問題等生じておりませんので、開催していないような状況でございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 開催していないということなのですから、やはり公益通報、そういった部分の機能をしっかりと果たしていかなければいけない、あるいは門戸を広げるというのですか、しっかりと職員の皆さんもそういったものが担保されながら安心して働ける環境づくりとか、そういったことにもつながると思いますので、このコンプライアンス委員会の意味合いをしっかりと考えになって執行していただければ、要望でいいです。

○委員長（針谷育造君） ほかにありますか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 173ページ、市税等収納員の設置事業費、市税等収納員報酬が4名おりますということで説明を受けました。これにつきましては、あくまでも市民税ですけれども、常に固定資産税とか市民税、こういうものを徴収に伺っているかと思うのですが、これらについては、市民税につきましては5年で失効になってしまうということで、今までの滞納額を一気に納めていただくということはなかなか、滞納しているわけですから容易ではないかと思うのですが、徴収するについては年度の古い失効になる年の額、そういう古いほうから徴収しているのか、その内容につきましてご説明お願いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） お答えいたします。

本来は古いものから順に入れてもらうのが妥当なのですが、今回この収納員の目的というのが新しい滞納者をつくらないというような目的でありますので、現実には、例えば交通手段のない人とか、あとはそういうような社会的弱者、そういうような人を中心に回っております。また、分納誓約等して、どうしてもこっちへ来られない人とか、そういう方について優先的に回ってもらっているというような状況です。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 一般的に金融機関からお金を借りた場合には、あくまでも古い年度からあるのですね、延滞税とか、そういうものをいただいて、その年度の元金というのはどうしてもそのまま残しておくとか、金融機関のことですからいろいろ事情があるでしょうけれども、そうすると借り入れた元本というのは、元金というのは減らないのですね。そういうことで、利子のほうから先いただくということなのですから、なかなかこういう担当者も大変だと思いますが、もう一つお聞きしたいのは、あと国民健康保険税の収納員もおりますよね。この人たちとこの今の収納、これそっちを聞くわけでもないのですが、収納員については常に連携を密にして徴収に当たっていると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） 収納員については、今6名、市全体は6名でやってあって、そのうち2名については、予算計上のほうについては2名が国保の特会のほうで予算づけをしているというような状況です。

以上です。

○委員（大出三夫君） 了解しました。

○委員長（針谷育造君） 質疑ありませんか。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 147ページです。文書発送費についてお伺いします。

郵便料が5,400万円何がしということなのですが、こちら切手等においては52円あるいは82円等の料金等の設定がございますけれども、コストダウンという観点からそちらの中で特別な、例えば料金の契約等を結んでいるとか、そういったお考えがあつての予算計上なのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 郵便料金の割引ということでございますが、郵便区内特別郵便というものがございます。こちらにつきましては、100通以上同じ郵便局の管内で発送する場合ということでございますが、通常が82円のものにつきましては、100通以上になりますと72円に、またバーコードをつけるというのがあるのですが、バーコードをつけますとそれが69円に、またバーコードつきで1,000通以上になりますと56円になります。バーコードにつきましては、納税通知書等を発送する際につけたりということで、大変多くなったときにつけさせていただいているというような状況でございます。

それとあわせて、ゆうメール、ゆうパックというものもございしますが、こちらにつきましては割引の契約を結んでいるというような形でございまして、ゆうメールの場合ですと、150グラムのもものが通常180円するものが割引後が72円になっております。また、ゆうパックにつきましても、縦横高さの長さが60センチ以内を例に挙げますと、690円のもものが530円ということで各種割引のほうは適用させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） よろしいですか。

ほかにありますか。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 151ページの庁舎管理費（栃木）、こちらのほうをお伺いしたいと思います。

まず、施設管理委託費8,757万7,000円なのですが、こちら内訳をお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 主なものにつきましては、警備業務、常駐の警備業務につきましては

3,749万4,576円、それと設備環境の管理業務がございまして、これが3,006万7,200円、それと受け付け業務602万6,400円、あと清掃関係で467万6,400円が主な委託であります。これとは別に光熱費につきましてが含まれておりまして、これが電気、水道、都市ガス代含めて7,800万2,000円が予算に含まれております。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 全部合わせると合わないですよ、8,700万円超えますよね。最後のは別で考えたほうがよろしいのですか、お伺いします。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 済みません、失礼しました。施設管理委託料は、今ほどさっき述べました業務で、済みません、光熱水費は別な形で庁舎管理費に含まれているということをお願いいたします。済みませんでした。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） わかりました。ありがとうございます。

もう一個、同じページの同じ庁舎管理費なのですけれども、本庁舎設備改修工事費、これが2,000万円計上されているのですけれども、この改修内容お伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 本庁舎設備改修工事の中身につきましては、まず1点が本庁舎非常用階段、建物の南東にあるのですが、非常階段がございまして、そこがさびているものですから、その防錆塗装工事、これにつきまして959万400円、それと本庁舎の止水対策工事といたしまして、2年前の台風の影響で東武さんのほうにも水が大分上がってきました。それを防ぐためにワンタッチ方式の止水工事の対策工事ですか、これにつきましては1,111万3,200円を予算に計上させていただいております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、次に移ります。

9款消防費の質疑に入ります。予算書は298ページから309ページであります。

質疑ありませんか。

小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 済みません、確認というか、299ページの防火衣一式更新事業費というのがありますが、これが平成27年度と平成28年度はこの事業費がなかったようなのですけれども、ちょっとこの事業費を説明していただけますでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 今年度から防火衣の更新事業というのは新しい事業なのですが、今までは防火衣の古くなった、例えばヘルメットとか、上着とか、ズボンとかに防火衣は分かれていますのですが、古くなったものから順次買い替えていたものですから、改めての更新事業というのではございませんでした。来年度からなのですが、今年度中に職員の内部なのですが、防火衣の更新に関する検討委員会を開催をいたしまして、耐用年数が大体8年ぐらいなものですから、順次職員、隊員分の防火衣を更新していく事業を進めましょうということで、来年度から新規で防火衣一式の更新ということで購入していくということにいたしました。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 済みません、では再来年度もこの事業費というのはこれから続くということですか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 来年度からも順次更新を進めて、8年が目安になっていますので、職員定数195名分なのですが、順次計画的に購入していく、継続していく事業と考えております。

○委員長（針谷育造君） 小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 命を守る防火衣なのでよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありますか。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 307ページ、防災ラジオについてお伺いします。

1,000万円計上しています。何台を購入予定でしょうか。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 800台を予定しております。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） かなり今年度というか、平成28年度も要望が多かったということです。この800台で平成29年度賄えるかどうか、その辺の検証はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 将来的な需要の見込みはなかなか難しいのですが、実績から推計しますと、今年度から販売を開始をいたしました。実は1回目の販売台数400台でスタートしたわけなのですが、販売申し込みの当日にその400台を超える申し込みがあって、最終的には今年度は合計で634台を一次的な販売を行いました。その後も問い合わせが多かったものですから、追加、二次販売ということで補正予算をいただきまして、その後また800台の製造を行って、結果的に今引

き渡しの作業を進めているのですが、800台に対しまして申し込みは819件で、ただ購入条件として、7,500円の場合と2,500円の場合があるのですが、その辺がちょっと誤解されて、申し込みはしたのですけれどもキャンセルというような案件もあって、最終的に二次販売では760台を引き渡す予定でございます。そのような状況ですので、来年度においてはとりあえず1回800台で進めさせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 今課長のお答えの中でその購入条件というのがございました。さまざまな形で市民の方からもその購入条件にそぐわない方とか、そういう方々がお問い合わせなんかもあるのではないかなと思います。購入条件の見直し等の検証はされているのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 現状を申し上げますと、一般の世帯で購入される場合には、先ほど申しました7,500円で、75歳以上の高齢者のみの方で構成される世帯の場合が2,500円ということで行っております。こちらにつきましては、基本的には災害時に支援を要する方に対するラジオ購入する場面での支援ということで行っているわけございまして、そういった方がほかにもある場合には、その辺も考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、次に移ります。

12款公債費及び13款予備費を一括した質疑に入ります。予算書は356ページから359ページであります。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終わります。

続いて、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。予算書は52ページから135ページであります。

質疑ありませんか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 52ページ、53ページ、市税、市民税、この中に予算の中に滞納繰越金、これが9,479万6,000円ありますけれども、この滞納繰越金、これが間違いなく確実に税收として、何年分かわからないですけれども、入ってくる見込みは確実な状況で予算を計上したのか、ちょっとその辺をお伺いします。

○委員長（針谷育造君） 福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） 滞繰については市税に、市税というか、市民税にかかわらず、固定資産

とか軽自動車も同じような扱いですが、とりあえず滞納繰越分の収入未済額ですか、そういうものを一応勘案しまして、それとそれに対する徴収率、過去3年または現予算を策定する時期の徴収率等を勘案して策定計上しているところであります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 了解しました。

その下に滞納繰越分の特別徴収滞納繰越金、特別徴収、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） これは、市民税の中に普通徴収と特別徴収、いわゆる事業所の徴収というのが特別徴収であります、その中の滞納繰越分というようなことです。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 了解しました。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 予算書93ページですか、国庫支出金、国庫補助金の消防費国庫補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金3,257万2,000円ということになっていますが、これ来年度購入予定になっていらっしゃる特別救助の、それに対する補助金ということによろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 来年度更新事業の救助工作車に係るところの国からの補助金であります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） たしか特別救助工作車、こちらが1億数千万円かかる車両だというふうに聞き及んでおりますけれども、今回こちらに載っている補助金が3,200万円、国からだけだと思えますが、それ以外に救助工作車を購入するに当たって出る補助金というのは何かありましたっけ。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） お答え申し上げます。

救助工作車に対しての補助金であります、緊急消防援助隊登録に関する補助金でありまして、ほかの補助金はありません。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、栃木市からの市単費での持ち出しが恐らく1億円は超えるだ

ろうという試算になっていらっしゃるわけですね。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この緊急消防援助隊設備整備費補助金というのは、予算計上されておりますけれども、これは必ず出るとは限った補助金ではない性質のものだと聞いたことがあります、どのような見解でお考えなのか、お伺いします。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 登録に当たりまして、国に登録申請をいたしまして、国の審査により補助金が交付されるかどうかの決定がされますので、現在申請中であります。まだ決定とかはなされておられません。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） まだ決定されていないということは、もしかすると国からの補助金が出ない可能性もある。そうなったときに三千数百万円の補助金が減ることによってこの栃木市に救助工作車の更新ができなくなるという可能性もおありなのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 仮に補助金が交付されない場合でも、レベルを下げても対応したいと思います。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そこでレベルを下げても購入するという考え自体が私は間違っていると思う。この金額が国の補助金から出ないのであれば、特別工作車、これ1億数千万円のものを購入するというのは、この栃木市においてそのレベルの車両が必要だとお考えになったからそれを購入したいということで、それにそぐわない車両を購入することは決して市民の生命、財産の安心、安全の確保につながるとは思えない。私が言いたいのは、この補助金が出なくてもきちんとそういった車両を購入できる体制をお考えになっていただきたいということで、これは消防所管だけではなく、ほかの行政担当課、各部局からのご支援これから必要だと思うのですけれども、委員長、私のほうからはそういった場合においても市民のために役に立つ車の購入を第一に考えていただきたいと要望させていただきたいと思っております。

○委員長（針谷育造君） 要望ということでお願いします。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） よろしいですね。

ないようですので、次に移ります。

次に、議案書の1ページから11ページであります。

第3条、債務負担行為、第4条、地方債、第5条、一時借入金及び第6条、歳出予算の流用を一括した質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時32分)